

ふてきせつこうい ぎゃくたい 『不適切行為』や『虐待』をみたら…

びょういんしょくいん かんじゃ ふてきせつこうい ぎゃくたい はっけん
病院職員による患者さんへの不適切行為や虐待などを発見
したときは、すみ ことばしほけんしょ つうほう くだ
速やかに神戸市保健所へ通報して下さい。
た ぎもん おも けーす れんらくくだ
その他、疑問に思うようなケースについてもご連絡下さい。

こうべしほけんしょ 【通報先】神戸市保健所

☎電話：078-322-5515 ☎FAX：078-322-6053

✉Email：seishin_hoken@city.kobe.lg.jp

受付時間 月曜から金曜 午前8時45分～午後5時30分（祝日及び年末年始を除く）

【こんなことが虐待になります】

しんたいてきぎゃくたい
身体的虐待

ぼうりょく たいばつ かじょう やくざいとうよ からだ うご よくせい
暴力や体罰、過剰な薬剤投与により体の動きを抑制する

しんりてきぎゃくたい
心理的虐待

どな せいしんてきくつう あた
怒鳴る、ののしる、わざと無視するなど精神的苦痛を与えること

せいてきぎゃくたい
性的虐待

むり
無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること

ほうき ほうにん
放棄・放任

しょくじ みず じゅうぶん あた ちょうじかん ほうちとうようご いちじる おこた
食事や水を十分に与えない。長時間の放置等養護を著しく怠ること。

けいざいてきぎゃくたい
経済的虐待

ほんにん どうい ねんきん ざいさん かって うんよう ほんにん きぼう きんせん
本人の同意なしに、年金や財産を勝手に運用し、本人が希望する金銭
しょう りゆう せいげん
の使用を理由なく制限すること。

ふてきせつ こうい れい 【不適切な行為の例】

- しんさつ おこな こうどうせいげん
・ 診察を行わずに行動制限している。
- こうそくよう みと ようぐいがい しんたいこうそく おこな
・ 拘束用に認められた用具以外で身体拘束を行っている。
- ふくそう かんじゃ かぎ へや どうじ かくり
・ 複数の患者を鍵のかかる部屋に同時に隔離している。

つうほうしゃ たい ふりえき
通報者に対する不利益な
とりあつか きんし
取扱いは禁止されています

【参考】

「公益通報者保護制度」



神戸市保健所

令和7年7月7日 改訂